

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………	(医療業務課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(医療業務課)	1
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(農業施設管理課)	2
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	2
○土地改良区の合併……………	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	3
○道路の供用の開始……………	(道路課)	4
○景観計画の変更……………	(都市計画課)	4
○北海道指定試験機関の名称の変更の届出……………	(建築指導課)	4
○北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正……………	(検査課)	4
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課)	4
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(調達課)	5

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	6
----------------------------	---

告 示

北海道告示第223号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人社団三草会クラーク病院（札幌市）

医療法人豊和会豊和会札幌病院（札幌市）
医療法人社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタル（札幌市）
医療法人社団網走中央病院（網走市）
とまこまい脳神経外科（苫小牧市）

北海道告示第224号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項K K R 札幌医療センター斗南病院の事項、社会医療法人医仁会中村記念病院の事項、医療法人社団中野整形外科医院の事項、天使病院の事項及び社会医療法人禎心会病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改め、同項医療法人社団三草会クラーク病院の事項を削り、同項医療法人社団光進会札幌月寒病院の事項中「平成25.3.31」を「平成28. 3.31」に改め、同項医療法人豊和会豊和会札幌病院の事項を削り、同項医療法人西さっぽろ病院の事項及び勇氣会医療法人社団北央病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改め、同項医療法人社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタルの事項を削り、同項社会医療法人蘭友会札幌里塚病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項及び函館中央病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項、社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院の事項及び小樽掖済会病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

帯広市の項財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

網走市の項医療法人社団網走中央病院の事項を削る。

苫小牧市の項とまこまい脳神経外科の事項を削る。

江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

石狩市の項石狩病院の事項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。

厚沢部町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
今金町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
余市町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
南幌町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
由仁町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
長沼町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
美瑛町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
和寒町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
中川町の項中「平成25. 3.30」を「平成28. 3.30」に改める。				
滝上町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
興部町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
新ひだか町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
大樹町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
士幌町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
池田町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
本別町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
足寄町の項中「平成25. 3.31」を「平成28. 3.31」に改める。				
北海道告示第225号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区から役員の就任の届出があった。				
平成25年4月2日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
知内土地改良区				
就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
平成25. 3.21	理 事	大 嶋 貢	上磯郡知内町字重内65番地	
狩場利別土地改良区				
就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
平成25. 3.21	理 事	庫 元 健 司	瀬棚郡今金町字豊田134番地	
北海道告示第226号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。				
平成25年4月2日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
認可年月日	土地改良区名			
平成25. 3.21	上磯土地改良区			
同 25. 3.22	深川土地改良区			
北海道告示第227号				
北生振土地改良区、石狩高富土地改良区及び浜益土地改良区の合併により、平成25年4月1日、北生振土地改良区、石狩高富土地改良区及び浜益土地改良区は解散し、新たに石狩土地改良区が成立した。				
平成25年4月2日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第228号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（大谷地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土））事業の土地改良事業計画を定めた。				
その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成25年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成25年4月2日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第229号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（士幌北部地区（客土、暗渠排水、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。				
その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成25年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成25年4月2日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
北海道告示第230号				
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。				
平成25年4月2日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
1	保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字上藻1053の1（次の図に示す部分に限る。）			
2	指 定 の 目 的 土砂の流出の防備			

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第231号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡ニセコ町・中川郡音威子府村（以上1町1村の所在場所 について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

ニセコ町・音威子府村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町・音威子府村（以上1町1村について 所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

美深町・音威子府村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

ニセコ町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町・音威子府村（以上1町1村について 所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

美深町・音威子府村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町・音威子府村（以上1町1村について 所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町・音威子府村（以上１町１村について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡美深町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成25年4月2日

	北海道知事 高 橋 はるみ
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間
道道 東奈井江奈井江停車場線	供用開始の期日
北海道空知総合振興局	空知郡奈井江町字ナイエ川上流2516番1地先から
札幌建設管理部	同郡奈井江町字ナイエ川上流2516番1地先まで
道道 高根平岸停車場線	同
北海道空知総合振興局	芦別市高根町42番3地先から
札幌建設管理部	同市高根町26番地先（河川敷地）まで
道道 江部乙赤平線	同
北海道空知総合振興局	赤平市共和町556番1地先から
札幌建設管理部	同市共和町556番135地先まで

北海道告示第233号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により策定した北海道景観計画を次のとおり変更した。
その図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各総合振興局及び振興局の建設管理部建設行政建設指導課及び産業振興部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 変更内容 別図 北海道景観計画図
- 2 変 更 日 平成25年4月1日

北海道告示第234号

建築士法第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、二級建築士試験事務及び木造建築士事務を行う北海道指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり変更の届出があった。
平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 北海道指定試験機関の名称 （変更前）財団法人建築技術教育普及センター
（変更後）公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変 更 年 月 日 平成25年4月1日
- 3 変 更 の 理 由 公益財団法人への移行のため

北海道告示第235号

平成8年北海道告示第1338号（北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱）の一部を次のように改正する。
平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

第7条中「出納局検査課」を「出納局財務指導課」に改める。

北海道告示第236号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。
平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項渡島信用金庫の事項中「同 砂原支店」を削り、同項社団法人北海道食品衛生協会の事項を次のように改める。

江別地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 江別地方食品衛生協会
2 売りさばき人の項江別地方食品衛生協会の事項の次に次のように加える。

石狩地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 石狩地方食品衛生協会
千歳地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 千歳地方食品衛生協会
岩見沢地域食品衛生協会 平成25. 4. 1 岩見沢地域食品衛生協会
岩見沢地域食品衛生協会

有明交流プラザ出張所

砂川地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 砂川地方食品衛生協会
滝川地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 滝川地方食品衛生協会
芦別地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 芦別地方食品衛生協会
深川地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 深川地方食品衛生協会
留萌地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 留萌地方食品衛生協会
旭川地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 旭川地方食品衛生協会
同 上川分室

富良野地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 富良野地方食品衛生協会
士別地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 士別地方食品衛生協会
名寄地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 名寄地方食品衛生協会
天塩地方保健衛生協会 平成25. 4. 1 天塩地方保健衛生協会
稚内地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 稚内地方食品衛生協会
同 利礼支部

余市地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 余市地方食品衛生協会
岩内地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 岩内地方食品衛生協会
倶知安地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 倶知安地方食品衛生協会
江差地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 江差地方食品衛生協会
今金地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 今金地方食品衛生協会
木古内地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 木古内地方食品衛生協会
渡島食品衛生協会 平成25. 4. 1 渡島食品衛生協会
森地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 森地方食品衛生協会
八雲地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 八雲地方食品衛生協会
室蘭地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 室蘭地方食品衛生協会
苫小牧地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 苫小牧地方食品衛生協会
浦河地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 浦河地方食品衛生協会
静内地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 静内地方食品衛生協会
帯広地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 帯広地方食品衛生協会
広尾地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 広尾地方食品衛生協会

新得地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 新得地方食品衛生協会
池田地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 池田地方食品衛生協会
本別地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 本別地方食品衛生協会
釧路地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 釧路地方食品衛生協会
標茶地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 標茶地方食品衛生協会
中標津地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 中標津地方食品衛生協会
根室地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 根室地方食品衛生協会
網走地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 網走地方食品衛生協会
北見地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 北見地方食品衛生協会
遠軽地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 遠軽地方食品衛生協会
紋別地方食品衛生協会 平成25. 4. 1 紋別地方食品衛生協会
小樽市食品衛生協会 平成25. 4. 1 小樽市食品衛生協会
函館食品衛生協会 平成25. 4. 1 函館食品衛生協会
2 売りさばき人の項株式会社百萬石の事項を次のように改める。
株式会社ダイコク 平成25. 4. 1 J R帯広駅十勝総合振興局パスポート窓口店

北海道告示第237号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油（J I S 1種1号） 56,300リットル
- (2) A重油（J I S 1種1号） 13,100リットル
- (3) A重油（J I S 1種1号） 7,600リットル
- (4) A重油（J I S 1種1号） 14,100リットル
- (5) A重油（J I S 1種1号） 21,000リットル
- (6) A重油（J I S 1種2号） 12,300リットル
- (7) A重油（J I S 1種2号） 44,000リットル
- (8) A重油（J I S 1種2号） 58,000リットル
- (9) 灯油（J I S 1号） 24,500リットル
- (10) 灯油（J I S 1号） 1,400リットル
- (11) 灯油（J I S 1号） 1,100リットル
- (12) 灯油（J I S 1号） 8,200リットル
- (13) A重油（J I S 1種2号） 9,900リットル
- (14) A重油（J I S 1種2号） 13,800リットル

(15) A重油（J I S 1種2号） 9,200リットル (16) A重油（J I S 1種2号） 11,800リットル (17) 白灯油（J I S 1号） 4,100リットル (18) 白灯油（J I S 1号） 6,100リットル (19) 白灯油（J I S 1号） 900リットル (20) 白灯油（J I S 1号） 2,100リットル (21) 白灯油（J I S 1号） 2,800リットル 2 落札を決定した日 平成25年3月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(2) ア 氏 名 札幌エネルギー協同組合 イ 住 所 札幌市北区北24条西6丁目2番2号 (2) 1の(3)、(5)、(7)、(10)及び(12) ア 氏 名 河辺石油株式会社 イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号 (3) 1の(4)、(9)、(11)、(17)及び(21) ア 氏 名 ミナミ石油株式会社 イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号 (4) 1の(6)、(8)、(16)及び(20) ア 氏 名 サンシン油業株式会社 イ 住 所 札幌市西区西町北3丁目3番1号 (5) 1の(13) ア 氏 名 空知石炭株式会社 イ 住 所 岩見沢市4条西15丁目8番地 (6) 1の(14)及び(18) ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社 イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号 (7) 1の(15)及び(19) ア 氏 名 株式会社丸太松井商店 イ 住 所 深川市6条8番28号 4 落札金額 (1) 81.50円 (2) 81.80円 (3) 81.80円	(4) 82.58円 (5) 81.80円 (6) 83.30円 (7) 79.60円 (8) 79.70円 (9) 79.68円 (10) 79.60円 (11) 81.88円 (12) 79.60円 (13) 88.00円 (14) 87.00円 (15) 98.00円 (16) 82.30円 (17) 81.88円 (18) 88.00円 (19) 98.00円 (20) 82.30円 (21) 82.88円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年2月1日付け北海道告示第62号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁渡島教育局告示第28号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年4月2日 北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 850,000リットル 2 落札を決定した日
---	--

平成25年 3月21日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北日本石油株式会社

(2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目28番 5 号

4 落札金額

91.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 2月 8 日付け北海道教育庁渡島教育局告示第 8 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局

(2) 所在地 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第29号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年 4月 2 日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

1 随意契約に係る特定役務（各 1 回当たりの単価）の名称及び数量

北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約 Aコース 526回、Bコース 526回

2 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 3月14日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 函館バス株式会社

(2) 住 所 函館市高盛町10番 1 号

4 随意契約に係る契約金額

Aコース 21,000円

Bコース 21,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年 4月 2 日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

1 落札に係る特定役務の名称（各 1 回当たりの単価）及び調達予定数量

北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約 Aコース 528回、Bコース 528回、

Cコース 528回

2 落札を決定した日

平成25年 3月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 有限会社大沼交通

(2) 住 所 亀田郡七飯町字大沼町780－ 2

4 落札金額

Aコース 18,100円

Bコース 18,100円

Cコース 18,100円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年 2月 1 日付け北海道教育庁渡島教育局告示第 3 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁上川教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年 4月 2 日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

1 落札に係る物品等の名称（ 1 月当たりの単価）及び数量

複写機の賃貸借 18台 一式

2 落札を決定した日

平成25年 3月11日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社栄進堂

(2) 住 所 留萌市栄町 2 丁目 5 番28号

- 4 落札金額
 基本料金 0円
 複写料金 1枚～2,000枚まで 0.64円
 2,001枚～7,000枚まで 0.64円
 7,001枚以上 0.64円
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 平成25年1月29日付け北海道教育庁上川教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁十勝教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成25年4月2日

北海道教育庁十勝教育局長 山 端 一 史

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--------------|-------------|
| (1) A重油その1 | 75,000リットル |
| (2) A重油その2 | 44,000リットル |
| (3) A重油その3 | 50,000リットル |
| (4) A重油その4 | 72,000リットル |
| (5) A重油その5 | 116,000リットル |
| (6) A重油その6 | 60,000リットル |
| (7) A重油その7 | 20,000リットル |
| (8) A重油その8 | 17,000リットル |
| (9) A重油その9 | 26,000リットル |
| (10) A重油その10 | 62,000リットル |
| (11) A重油その11 | 28,000リットル |
| (12) A重油その12 | 58,000リットル |
| (13) A重油その13 | 25,000リットル |
| (14) A重油その14 | 25,000リットル |
| (15) A重油その15 | 28,000リットル |
| (16) A重油その16 | 30,000リットル |
| (17) A重油その17 | 44,000リットル |

- | | |
|--------------|-------------|
| (18) A重油その18 | 28,000リットル |
| (19) A重油その19 | 146,000リットル |
| (20) A重油その20 | 87,000リットル |
| (21) A重油その21 | 159,000リットル |
| (22) 灯油その1 | 24,000リットル |
| (23) 灯油その2 | 27,000リットル |
| (24) 灯油その3 | 12,000リットル |
| (25) 灯油その4 | 12,000リットル |
| (26) 灯油その5 | 85,000リットル |
| (27) 灯油その6 | 34,000リットル |
| (28) 灯油その7 | 9,000リットル |
| (29) 灯油その8 | 9,000リットル |
| (30) 灯油その9 | 10,000リットル |
| (31) 灯油その10 | 28,000リットル |
| (32) 灯油その11 | 11,000リットル |
| (33) 灯油その12 | 21,000リットル |
| (34) 灯油その13 | 10,000リットル |
| (35) 灯油その14 | 7,000リットル |
| (36) 灯油その15 | 10,000リットル |
| (37) 灯油その16 | 19,000リットル |
| (38) 灯油その17 | 10,000リットル |
| (39) 灯油その18 | 7,000リットル |
| (40) 灯油その19 | 6,000リットル |

2 落札を決定した日

平成25年3月21日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(4)まで、(11)、(15)から(19)まで及び(26)

ア 氏 名 株式会社J Aサービス帯広かわにし
 イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地

- (2) 1の(5)、(10)、(20)及び(21)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
 イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

- (3) 1の(6)、(22)から(25)まで、(27)及び(28)

ア 氏 名 北協石油株式会社
 イ 住 所 帯広市大通南20丁目20番地

(4) 1の(7)、(12)、(13)及び(32) ア 氏 名 株式会社晃陽燃料 イ 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9 (5) 1の(8)、(29)及び(30) ア 氏 名 日晃産業株式会社 イ 住 所 上川郡新得町栄町2番地 (6) 1の(9) ア 氏 名 三洋興熱株式会社 イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地 (7) 1の(14) ア 氏 名 廣尾協同石油株式会社 イ 住 所 広尾郡広尾町会所前2丁目築港埋立地 (8) 1の(31) ア 氏 名 シミックス株式会社 イ 住 所 上川郡清水町南1条1丁目5番地 (9) 1の(33) ア 氏 名 有限会社増田商店 イ 住 所 河西郡更別村字更別南1線91番地 (10) 1の(34) ア 氏 名 有限会社酒森商事 イ 住 所 広尾郡大樹町寿通2丁目18番地 (11) 1の(35) ア 氏 名 有限会社勝見商店 イ 住 所 広尾郡広尾町本通8丁目11番地 (12) 1の(36)及び(37) ア 氏 名 有限会社笹井金物店 イ 住 所 中川郡幕別町錦町42番地 (13) 1の(38) ア 氏 名 株式会社細野商事 イ 住 所 中川郡本別町北1丁目3番地9 (14) 1の(39) ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社 イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2 (15) 1の(40) ア 氏 名 栗林石油株式会社	イ 住 所 室蘭市入江町1番地19 4 落札金額 (1) 79.40円 (2) 79.40円 (3) 79.40円 (4) 79.40円 (5) 79.60円 (6) 79.80円 (7) 88.00円 (8) 87.00円 (9) 84.40円 (10) 81.80円 (11) 80.00円 (12) 90.00円 (13) 83.00円 (14) 89.00円 (15) 80.00円 (16) 80.00円 (17) 80.00円 (18) 80.00円 (19) 79.40円 (20) 79.60円 (21) 79.60円 (22) 78.80円 (23) 78.80円 (24) 78.80円 (25) 78.80円 (26) 78.50円 (27) 78.80円 (28) 84.80円 (29) 86.00円 (30) 86.00円 (31) 93.00円 (32) 79.70円 (33) 91.00円
--	--

(34) 90.84円

(35) 89.80円

(36) 80.20円

(37) 80.70円

(38) 81.40円

(39) 92.00円

(40) 81.80円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年2月5日付け北海道教育庁十勝教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
